

第3回幌加内町議会臨時会 第1号

令和5年8月18日（金曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
  - (1) 議長諸報告
    - ①行事関係報告
  - (2) 町長行政報告
  
- 4 議案第41号 幌加内町サテライトオフィス設置条例について
  
- 5 議案第42号 幌加内町民センター設置条例の一部を改正する条例について
  
- 6 議案第43号 令和5年度幌加内町一般会計補正予算（第3号）
  
- 7 議案第44号 令和5年度幌加内町簡易水道特別会計予算（第3号）

○出席議員（ 9名）

議長	9番	小川雅昭君	副議長	3番	小関和明君
	1番	中南裕行君		2番	寺崎嘉男君
	4番	中村雅義君		5番	中川秀雄君
	6番	稲見隆浩君		7番	藤井祐君
	8番	蔵前文彦君			

○欠席議員（ 0名）

○地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職氏名は次のとおりである。

○出席説明員

町長	細川雅弘君
副町長	大野克彦君
教育長	村上雅之君
総務課長	中河滋登君
産業課長	清原典吉君
建設課長	宮田直樹君
住民課長	山本久稔君
保健福祉課長	加藤誠一君
地域振興室長	新江和夫君
教育次長	内山渉君

○出席事務局職員

事務局長	蔵前裕幸君
------	-------

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

- 議長（小川雅昭君） ただいまの出席議員数は9名であります。  
定足数に達しておりますので、令和5年第3回幌加内町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（小川雅昭君） これから本日の会議を開きます。  
本日の会議日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（小川雅昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によりまして5番 中川議員、6番 稲見議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（小川雅昭君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。  
お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日1日間に決定をいたしました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（小川雅昭君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配布しているとおりであります。  
町長より、行政報告の申し出がありますので、これを許します。

◎町長行政報告

- 町長（細川雅弘君） 町長  
○議長（小川雅昭君） 町長  
○町長（細川雅弘君） 一点、8月3日から6日にかけての幌加内町北部を中心とした大雨の状況について報告をいたします。

8月3日、旭川気象台から3日の夜から5日まで大雨になる予報であり、幌加内町には、3日の21時に洪水警報を出す予定との電話連絡いただいたとともに、同日13時半から降雨予測について

のテレビ会議が開催されました。実際には、3日、10時15分に本町に洪水警報が発令され、16時04分には警報解除となりましたが、5日に入り10時51分に再度洪水警報が発令されたところがあります。その後も雨が断続的に降り、13時30分「添牛内から苦前町東川」間通行止め。15時には雨竜川添牛内観測所において、水防団待機水位217.00mに到達したため、16時17分朱鞠内支所及び役場に職員を待機させたところであります。19時半から雨竜第2ダム毎秒30 $\text{m}^3$ 放流が開始されました。19時59分、朱鞠内コミセンを自主避難所として開放し、4世帯6人が自主避難、21時、更に3名が増え9名となったところであります。23時50分には添牛内の観測所が氾濫注意水位217.48mに到達をしました。6日に入り0時16分、大雨警報発令。1時19分、雨竜第2ダムの流入量が235.7 $\text{m}^3$ に達し、毎秒139.9 $\text{m}^3$ の放流、更に2時12分、流入量が243.1 $\text{m}^3$ に達し、毎秒175.9 $\text{m}^3$ の放流となりました。3時14分には、第2ダムの流入量が212.7 $\text{m}^3$ となり、毎秒174.9 $\text{m}^3$ の放流となったところであります。この間、道路におきましては、2時半より「朱鞠内ゲートから朱鞠内三股」間が通行止め。3時半より「国道275号と239号北西合流点から道道528号露の台朱鞠内停車場線合流点」まで通行止めとなったところであります。4時10分には幌加内観測所でも水防団待機水位156.20m到達。4時20分には添牛内観測所が避難判断水位217.85mに到達したのを受け、6時に大雨による災害対策本部を立ち上げたところであります。7時に添牛内地区に避難指示を出し、避難所設置を行ったところであります。朱鞠内地区については、雨が落ち着いたことから、8時半、避難者が全員帰宅。9時39分には、大雨警報が注意報となりましたが、9時50分、添牛内観測所では川への流入が増加し、計画高水位218.50mに達したところであります。しかしながらその後、雨も落ち着き、12時「国道275号と239号北星合流点から道道528号露の台朱鞠内停車場線合流点」及び、13時半「添牛内から苦前町東川」が通行止め解除となりましたが、13時には「北星から添牛内（霧立峠入り口）」までが通行止めとなりました。14時20分、添牛内観測所が計画高水位を下回り、雨もやみ水位も継続的に減少する状況となったため、12時半に朱鞠内の自主避難所を閉鎖したのに続き、15時をもって添牛内避難所を閉鎖したところであります。その後も水位は継続的に減少し、18時には、「北星から添牛内（霧立峠入り口）」までの通行止めが解除となり20時03分、洪水警報から注意報となりました。災害対策本部につきましては、被害調査などの関係もあり8月8日11時に解散したところであります。この間の雨量は、朱鞠内地区方面で241mm、幌加内地区方面で132mmでありました。

今回の豪雨被害ですが、農業被害等は、そばで298.3ha倒伏、大豆1.7haの冠水、牧草ロール45tの浸水、第一還元用水路の振興に所在するトラフの浮上、家屋では朱鞠内地区で2件の床下浸水があり、消毒作業を実施したほか、町道では「豊富内ダム線」の護岸崩落、ゼンマイ沢線の覆土流出など、5か所の被害が判明、また公共施設では「レークハウス」東側法面に亀裂が生じており、復旧にむけて対応を検討しておりますが、今後、詳細については、9月定例議会等において追加報告させていただきます。以上で行政報告を終わります。

○議長（小川雅昭君） これで行政報告を終わります。

◎日程第4 議案第41号

○議長（小川雅昭君） 日程第4、議案第41号 幌加内町サテライトオフィス設置条例についての件を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

○地域振興室長（新江和夫君） 地域振興室長。

○議長（小川雅昭君） 地域振興室長。

○地域振興室長（新江和夫君） （議案第41号朗読、記載省略）

第1条、設置については、本条例の設置目的を規定しております。第2条、名称及び位置については、オフィスの名称及び位置を規定しています。第3条、事業については、オフィスで行う事業を規定しています。第4条、管理運営については、オフィスを良好な状態で管理運営するとともに、設置目的に沿った効率的な運営をすることを規定しています。第5条、使用の申請及び許可については、申請許可・変更申請・変更許可に関する規程と必要があるときは条件付きの許可をすることを規定しています。第6条、使用期間については、基本1年間、1年以内の使用許可を念頭に延長の場合も1年以内の延長を許可することとしており、オープン型オフィスであることから主に、コワーキングですとか、ワーケーション的な短期利用を想定し、規定をしています。第7条、許可等の制限については、オフィスは仕事をする場所でありますので、他の利用者に迷惑となる方、行為をするような場合は、許可をしない事や利用可能日、利用時間を規定しています。第8条、目的外利用の禁止については、利用権の権利譲渡や店貸しなど禁止事項を規定しています。第9条使、用料については、別表1、別表2のとおり使用料を規定し、オフィス使用前に前払いをすることを規定しています。また、減免規定についても規定をしています。今回の使用料設定にあたっては、本町初めてのサテライトオフィスであり、利用しやすい低価格帯で設定をしておりますが、実証期間終了後、適正価格に見直しを検討したいと考えております。第10条、使用料の還付については、オフィスの使用料の納付後は還付しないことを規定しています。計画的な利用時間により使用して頂くため、他の自治体でも類似に規定を設けている所もあり、規定をさせていただきました。ただし、やむを得ないと町長が判断した場合は、還付も可能としております。第11条、使用者の費用負担については、使用者の責任において生じる機器修理や別表で規定をしている有料の外、プリンターなどを備えているため、実費相当額を別途負担頂きたいと考えており規定を設けております。第12条、使用許可等の取り消し等については、使用許可後に条例・規則などに規定する禁止事項に抵触する場合などに許可を取り消すため規定を設けております。第13条、特別の設備については、備え付けられている設備については最低限の設備となりますので、業務内容によっては機器を持ち込み設置したい場合も想定されますので、他の利用者に迷惑のかからない範囲で、許可をしたいと考えており規定を設けております。第14条、指定管理者による管理については、まどかラウンジについては、既に施設全体を指定管理者に管理いただいております、必要に応じオフィスに関する部分についても指定管理者の管理下としたいため規定を設けています。第15条、指定管理者が行う業務については、指定管理者に行わせる業務を規定しています。第16条、利用料金の収入については、初期段階としては町一般会計への収入とすることとしておりますが、今後指定管理者の収入とすることも想定し規定を設けております。第17条、現状回復については、使用者又は指定管

理者が模様替えや新たな備品の設置など行った場合は、使用期間や指定期間満了時に現状回復をして頂く規定を設けております。第 18 条、損害賠償等については、使用者が施設や設備の損傷などを起こした場合に損害賠償をして頂く規定を設けました。第 19 条、委任については条例以外に調査用規則で定めるよう委任規定を設けております。また合わせて、本臨時議会において必要な歳入歳出予算も提出しておりますので申し添えます。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○1 番（中南裕行君） 1 番

○議長（小川雅昭君） 1 番、中南議員

○1 番（中南裕行君） 町内のサークル等で利用することもあるかと思いますが、アルコールを含む飲食は可能なのか伺います。

○地域振興室長（新江和夫君） 地域振興室長。

○議長（小川雅昭君） 地域振興室長。

○地域振興室長（新江和夫君） 基本的には仕事をする場所でありますので、飲食についてアルコールに関しましては想定しておりません。通常の飲料水等であれば可能かと考えております。

○議長（小川雅昭君） 他にございませんか。

○3 番（小関和明君） 3 番

○議長（小川雅昭君） 3 番、小関議員

○3 番（小関和明君） 1 点、お尋ねいたします。14 条、指定管理者による管理とこういう事で条文が書いてございますが、指定管理者とはどのような団体、個人というのか説明をお願いいたします。

○地域振興室長（新江和夫君） 地域振興室長。

○議長（小川雅昭君） 地域振興室長。

○地域振興室長（新江和夫君） 指定管理者という団体につきましては、公的機関等が認める公共施設等の管理が可能な団体という認識でおります。

○議長（小川雅昭君） よろしいですか。他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） なければ質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 41 号、幌加内町サテライトオフィス設置条例についての件を採決いたします。  
お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 41 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 5 議案第 42 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 5、議案第 42 号 幌加内町民研修センター設置条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

○教育次長（内山 渉君） 教育次長。

○議長（小川雅昭君） 教育次長。

○教育次長（内山 渉君） （議案第 42 号朗読、記載省略）

今回の改正につきましては、本年 9 月 1 日をもって町民研修センターの婦人研修室及び住民相談室を幌加内町サテライトオフィスに用途変更することに伴う改正と条文の文言整理を行うこととして改正を行うものでございます。それでは、議案の説明に入ります。新旧対照表をご覧ください。右が旧条例、左が新条例になります。アンダーラインの個所が改正部分になります。第 1 条中、必要なことを必要な事項に改めます。第 2 条、第 3 番目の段落、1 の幌加内町字幌加内 4699 番地の 3 中の「の」を削ります。第 3 条第 1 項中、手続きから、おくりがな「き」を削り、館長を町長に改めます。第 5 条中、次のページをお願いします。館長を町長に改めます。第 6 条中、教育長を町長に改めます。第 7 条第 3 号、第 8 条及び第 10 条中、館長を町長に改めます。次のページをお願いします。第 11 条中、この条例に定めるものの他の次に管理運営の全部を教育長に委任しを追加し、必要な事項はの次に教育委員会を加えます。別表中、室名婦人研修室 1 時間当たり室料 150 円、1 時間当たり暖房料 100 円、室名住民相談室 1 時間当たり室料 100 円、1 時間当たり暖房料 50 円を削除します。附則、この条例は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 42 号、幌加内町民研修センター設置条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小川雅昭君) 異議なしと認めます。したがって、議案第 42 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 43 号

○議長(小川雅昭君) 日程第 6、議案第 23 号 令和 5 年度 幌加内町一般会計補正予算(第 3 号)の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○副町長(大野克彦君) 副町長。

○議長(小川雅昭君) 副町長。

○副町長(大野克彦君) (議案第 23 号朗読、記載省略)

それでは事項別明細書歳出より説明いたしますので 11 ページ、12 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 13 目、地方創生事業費、114 万 1,000 円の追加です。この目につきましては、先ほど議決をいただきました、サテライトオフィス 2 ヶ所に係る追加経費を増額するものであります。10 節、消耗品費 75 万 8,000 円につきましては、利用者用のコーヒーとコーヒーカップで 22 万 1,000 円。コピー用紙、プリンターインク代で 33 万 7,000 円。その他入館証等の消耗品で 20 万円を追加するものであります。11 節、パソコン通信料 11 万 3,000 円これにつきましては光回線、Wi-Fi 設置に係わるものであります。17 節、備品購入費 27 万円につきましては、まどかラウンジ用の間仕切り用ベルトパーテーション 12 本の購入であります。7 項、感染症緊急対策費、この項につきましては、国から交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係わる対象事業を計上しております。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を行うもので交付金いたしまして 1,426 万円。物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担の軽減を図る事業で 457 万 3,000 円。それぞれ国から配分通知を受けているところであります。2 目、経済対策費 1,756 万 3,000 円の追加です。18 節、プレミアム付商品券発行補助金につきましては、当初冬期分の 2,400 冊プレミアム 20%で 800 万円でしたが、物価高騰対策、コロナ交付金対象としてプラス 10%分、240 万円を上乗せし、全体で 30%とするものです。当処分も振り替え、合わせて 1,040 万円を追加するものであります。次の新型コロナウイルス対策水道利用組合補助金 20 万 1,000 円。次の 27 節、簡易水道事業特別会計操出金 696 万 2,000 円につきましては、コロナ交付金の対象事業として、個人と事業者の水道料金を 10 月から 3 月までの 6 ヶ月分、免除するため追加するものであります。利用組合補助金につきましては、添牛内で 10 件、母子里で 17 件分を組合に対し、操出金は、簡易水道利用者 663 件分の基本料とメーター器貸付料を免除するための財源としてそれぞれ追加するものであります。3 目、保健福祉対策費 60 万円の追加です。18 節物価高騰対策介護・保育サービス継続支援補助金。燃料や物価高騰により影響を受けている事業所を支援するため、保育所及び地域密着型介護老人福祉施設へそれぞれ 30 万円を補助するものであります。

す。6目、住民税非課税世帯等支援給付金給付費 851万2,000円の追加です。この目につきましては、低所得者世帯への負担の軽減を図る事業に係る給付金及び事務費を計上しております。住民税均等割非課税世帯等に対し、1世帯当たり4万円を給付するものであります。10節、コピー用紙等消耗品費で1万1,000円。通知等の封筒印刷費で1万6,000円。11節、発送郵便料で6万1,000円。給付金振込手数料で2万4,000円。18節、非課税世帯等支援給付金につきましては、対象を210世帯と予定し、840万円とするものであります。給付金につきましては、3万円が、国の基準額であります。更に町の上乗せとして1万円を追加しているところでございます。これらについてはいずれもコロナ交付金の対象となるところであります。次のページをお願いいたします。

6款1項3目、農業振興費1億500万円の追加です。18節、ゼロカーボン・イノベーション導入事業費補助金。これにつきましては北海道の補助事業でエネルギーを地産地消するため、新エネルギー支援を活用した実用化目前の先端技術等の地域の特性に合わせて仕様や能力を最適化し、新エネルギーの製造から貯蔵・輸送・利活用までのサプライチェーンを構築するなどの取り組みが対象となるものであります。事業内容は、そば殻をバイオコークス化し、低コストでの製造プロセスや、道内のごみ焼却炉や電炉において石炭コークスの代替えとしてまた、町の施設での利用の可能性について実証実験をするものであります。8月4日付けで計画の認定があり、これから本申請を進めるところであります。場所につきましては、JA 幌加内支所の旧ライスセンターを予定しております。内部を改造する工事費、原料を粉碎乾燥をする原料前処理装置、バイオコークス製造装置、ホイールローダー、フォークリフトの作業車両、作業員人件費など、3年間で総事業費2億9,000万円。内道補助金9,900万円を予定しているところであります。今年度につきましては、バイオコークスの製造プラント、粉碎機装置の整備が主なもので、1億500万円となっております。補助事業の実施主体は、町、研究機関である近畿大学、JA きたそらち、その他民間法人で構成される共同体となることが補助の条件とされていることから、共同体を設置し、事業費相当を補助するものであります。完成後は、町の所有となり運営は指定管理を予定しているところでございます。次に7款1項1目、商工振興費800万円の減額です。18節、プレミアム付商品券発行補助金。先ほどの2款7項2目へ振り替えたため減額するものであります。8款4項1目、住宅管理費284万5,000円の追加です。18節、住宅リフォーム補助金につきましては、当初5件分を計上しておりましたが、現時点で更に6件の申請があり、今後の予備も含め合わせて10件分を追加するものであります。歳出終わりました、次に歳入について説明いたします。7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入、9款1項1目、地方交付税799万4,000円の追加です。収支の調整をここで行ってまいります。12款1項1目、総務使用料3万4,000円の追加です。1節、サテライトオフィス使用料につきましては、新設されます2か所分の使用料を計上しております。13款2項5目、総務費国庫補助金1,883万3,000円の追加です。1節、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金につきましては、歳出の説明のとおりでございます。19款4項、次のページをお願いいたします。3目、雑入6,800万円の追加です。95節、ゼロカーボン・イノベーション導入支援事業負担金につきましては、事業主体の共同体が受けた道補助金相当分を町へ戻すものであります。20款1項4目、農林水産業債3,280万円の追加です。1節、そば殻バイオコークス実証事業債2,720万円につきましては、過疎債のハード分として共同体への補助の内、建物改造、機械装置整備に対して行うもので次の実証運営事業債は過疎債のソフト分として、共同体への補助金の内人件費・梱包材料等に対して充当

する予定となっております。次に5ページ、6ページをお願いいたします。

事項別明細書総括であります。歳入歳出ともに、1億2,766万1,000円を追加し、総額44億3,526万5,000円とするものです。3ページ、4ページに第2表地方債補正につきましては、歳入予算の説明のとおりでありますので、後ほどお見通しをお願いいたします。以上で説明を終わりますが、新型コロナウイルス感染症対策等も含め、早急な執行が必要となることから、今回提案をさせていただきました。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。事項別明細書歳出11ページから質疑をお受けいたします。

11ページ、12ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に13ページ、14ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に事項別明細書歳入7ページから質疑をお受けいたします。

7ページ、8ページについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 次に9ページ、10ページについて質疑ありませんか。

○5番（中川秀雄君） 5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） ゼロカーボン・イノベーション事業負担金について質問したいと思います。支出の方でも関連しますが、支出では導入支援事業補助金となっていて、今年度の総事業費だと思えますが、それが補助金となっていて収入の方で事業負担金となっているのが理解出来ないのです。それでもう一つ、事業負担金というのは諸収入となっておりますが、おそらく事業全体の国庫補助だと思うのですが、補助率2/3ということで国庫補助だと考えてよろしいですか。

○産業課長（清原吉典君） 産業課長。

○議長（小川雅昭君） 産業課長。

○産業課長（清原吉典君） 事業的には北海道の事業でございます。北海道の補助事業ということで、お金は一度、共同体に直接支払われるものですから、そこから町の方に負担金ということで雑入で受けるという事での事業名、負担金という事にさせていただいております。

○5番（中川秀雄君） 5番。

○議長（小川雅昭君） 5番、中川議員。

○5番（中川秀雄君） 前段の収入の方が負担金になっていて、支出の方が補助金となっているようになった理由というのはどういう事なのでしょうか。

○産業課長（清原吉典君） 産業課長。

○議長（小川雅昭君） 産業課長。

○産業課長（清原吉典君） 実際、資金につきましては、共同体が実施主体になりますので町としては、補助金として一旦、共同体にお金を支出するという事になります。その共同体がお金を支払わないと事業実績報告が北海道の方に出せないという事で、町が一旦、振り替えるという事での補助金での支出をします。その後に事業完了後、4月過ぎに北海道の方から共同体にお金が入りますのでそこから町の方に雑入としてお金を入れてもらうという事での負担金という名称にしているところでございます。

○議長（小川雅昭君） よろしいですか。

それでは歳入歳出全般について、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 43 号 令和 5 年度 幌加内町一般会計補正予算（第 3 号）の件を採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第 7 議案第 44 号

○議長（小川雅昭君） 日程第 7、議案第 44 号 令和 5 年度 簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）の件を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（宮田直樹君） 建設課長。

○議長（小川雅昭君） 建設課長。

○建設課長（宮田直樹君） （議案第 44 号朗読、記載省略）

本件につきましては、議案 43 号令和 5 年度幌加内町一般会計補正予算（第 3 号）でも説明ありましたとおり、歳出における 2 款 7 項 2 目、経済対策費 18 節の新型コロナウイルス対策水道利用組合補助金及び 27 節簡易水道事業特別会計操出金の同様の事案でございます。新型コロナウイルス感染症における経済対策費としまして、水道利用の経済負担を軽減するため一般家庭、民間会社、個人事業所における水道基本料金及びメーター貸付料を本年 10 月から翌年 3 月までの 6 ヶ月分を減免するものであります。歳出の操出金増額分に対し、歳入の水道使用料、メーター貸付をそれぞれ

れ減額するものであります。なお、今回の補正は歳入内での科目組み換えのため歳出の補正はありません。それでは、歳入の説明に移りますので5ページ、6ページをお開き頂きたいと思います。2款1項1目、水道使用料574万1,000円の減。1節、現年度分の水道料で同額でございます。3款1項1目、財産貸付収入121万4,000円の減。1節、現年度分のメーター貸付料で同額でございます。4巻1項1目、他会計繰出金696万2,000円の増。1節、一般会計繰入金で同額であります。水道料金メーター貸付料とも、対象世帯件数は663件となっております。前のページ3ページ、4ページをお願いいたします。事項別明細書総括でございます。歳入・歳出それぞれ0円補正となりまして総額を補正前の額と同額の7,986万9,000円とするものであります。以上で説明を終わります。

○議長（小川雅昭君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

本件につきましては、補正項目が少ないので歳入全般について質疑をお受けいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和5年度 簡易水道事業特別会計補正（第3号）の件を採決いたします。この採決は、起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（小川雅昭君） 起立多数。したがって議案第44号は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の議決

○議長（小川雅昭君） お諮りをいたします。

本臨時会の会議に付されました事件はすべて終了をいたしました。会議規則第7条の規定によりまして、本日で閉会をしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小川雅昭君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会は本日で開会をすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小川雅昭君） これで本日の議会を閉じます。

令和5年度第3回幌加内町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前 9時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年8月18日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員